

幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」 ～ 使用ガイドライン～

1 はじめに

このガイドラインは、幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

マスコットキャラクターが市民の皆さまをはじめ多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

2 ご使用にあたって

- ① あらかじめ、市で定めた「幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用取扱要綱」を読み、使用要件を満たしていることを確認してください。
- ② 公職選挙法上の選挙運動における「さっちゃん」の使用（頒布または掲示する文書図画、パンフレット又は書籍、選挙公報、新聞広報等への使用等。ポスターやいわゆるマニフェスト等を含みます）はご遠慮ください。また、選挙運動期間以外であっても、「さっちゃん」が特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与える使用につきましてもご遠慮願います。
- ③ デザインを変更したり、営利目的で使用したりする場合には、市役所（商工観光課）へ「承認申請書」の提出が必要です。

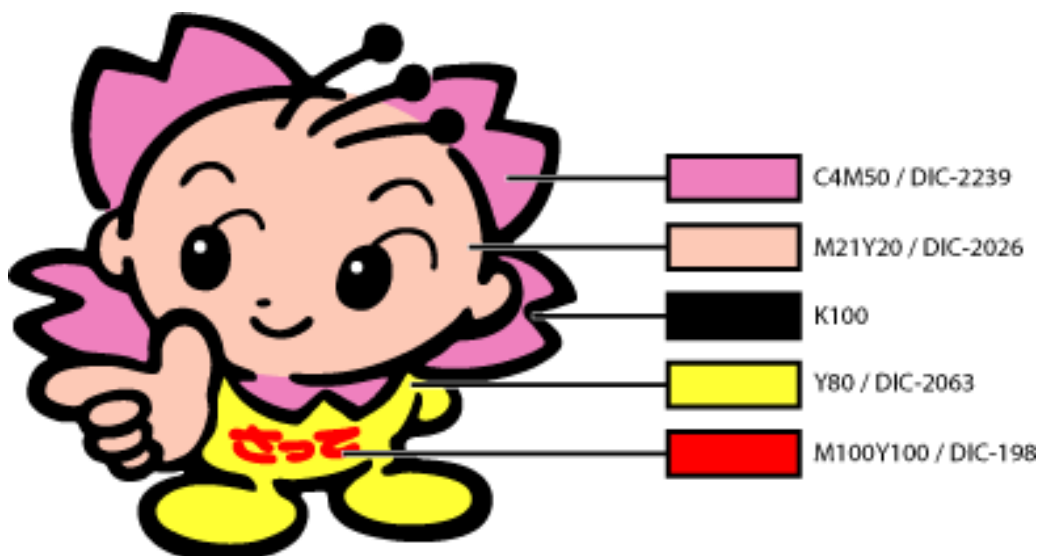
4 基本デザイン

基本となるデザインはつぎのとおりです。

イメージの表示色を変更することはできません。カラー、モノクロ、線画のいずれかを、そのまま使用してください。

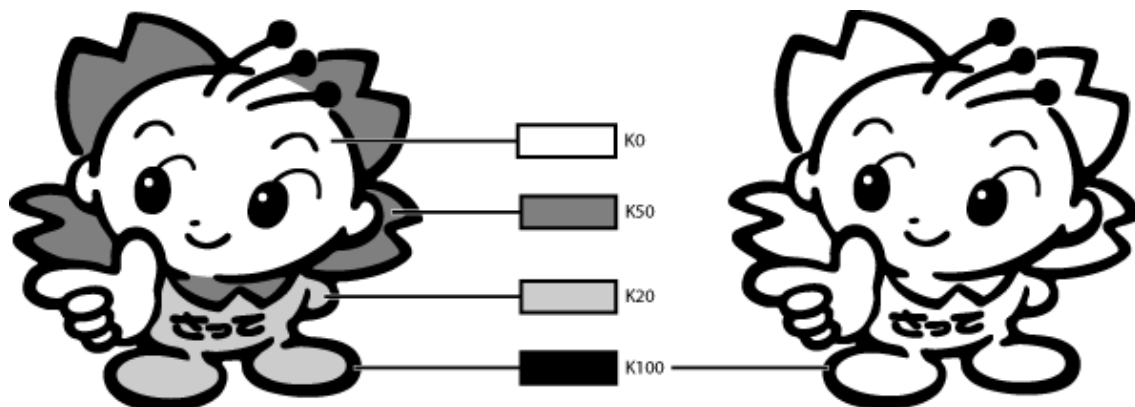
●カラーの場合（指定色）

カラーで使用する場合、下記の色指定に従ってください。



●モノクロの場合

モノクロで使用する場合、下記の色指定に従ってください。



5 マスコットキャラクター「さっちゃん」の表示ルールと使用禁止例

キャラクターの各種デザインは、正しく表示することによってPR効果がたかまります。下記の表示ルール等を厳守のうえご使用ください。

①使用にあたっては、必ず、つぎのとおり表記を付記してください。



【表記例示】

○幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」

ただし、スペースの関係で表記が難しい場合には

○幸手市のマスコット「さっちゃん」

○「さっちゃん」でも可とします。

②デザインを拡大・縮小する際は、縦横等倍でおこなってください。（変形することはできません）

③左右反転して使用することはできません。

④指定色以外の色の使用はできません。

⑤キャラクターを部分的に切り取って使用することはできません。

⑥オリジナルのデザインを作成して使用するときは、市の承認が必要です。

6 デザインバリエーションについて

●オリジナルデザインの取得について

幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」のオリジナルデザインを使う際には、幸手市の承認が必要となります。幸手市役所商工観光課にて手続きをしてください。

- ・幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用承認申請書（様式第1号）
- ・企画書（使用方法、使用目的、製作物のデザインを記載したもの。様式自由）

- ・幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」オリジナルデザイン承認申請書
- ・幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」オリジナルデザイン図（データのみとします。）
- ・返信用封筒（返信先住所・郵便番号・宛名を記入し84円切手を貼る。）
※窓口で直接收受する場合には不要）

●オリジナルデザインの承認方法について

幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」は、身の回りの様々な場面での登場を歓迎しています。

独自の事業（スポーツや文化活動など）でのオリジナルデザインを作成することも可能です。ただし、幸手市の承認を必要としますので、幸手市役所商工観光課に必ず相談の上手続きをしてください。審査の上「承認書」を発行します。

なお、幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」に関する（オリジナルデザインも含む）著作権、使用権は幸手市に帰属します。

7 営利目的利用について

幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」を商品に使ったり、商品パッケージに使う際には、幸手市の承認が必要となります。幸手市役所商工観光課にて手続きしてください。

- ・幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用申請書
- ・企画書（使用方法、使用目的、製作物のデザインを記載したもの。様式自由）
- ・返信用封筒（返信先住所・郵便番号・宛名を記入し84円切手を貼る。）
※窓口で直接收受する場合には不要）

◇四半期ごとに幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出いただきます。

8 問い合わせ先

幸手市役所 建設経済部

商工観光課 観光振興担当

【Tel】0480-43-1111（内線593）

【E-mail】syoukou@city.satte.lg.jp

幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」オリジナルデザイン承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)
幸手市長

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者名) 印

下記のとおり、幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」のオリジナルデザインとして承認を受けたいので申請します。

記

名称(テーマ)
オリジナルデザイン図
データでの提出の有無 (有 ・ 無)
今回申請のオリジナルデザインの著作権、使用权は 幸手市に帰属することに同意します。 (同意 ・ 不同意)

幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」オリジナルデザイン承認書

令和 年 月 日

様

幸手市長 木村 純夫

令和 年 月 日付け申請のありました幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」オリジナルデザインオリジナルについては、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- (1) 幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用申請書の申請内容どおりに使用すること
- (2) 幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」使用取扱要綱を遵守すること。
- (3) 今回申請のオリジナルデザインの著作権、使用权は幸手市に帰属すること。

2 承認番号

	—		—	
--	---	--	---	--

オリジナルデザイン承認番号

分類表

大分類番号	内 容
00	基本
01	スポーツ
02	文化
03	ボランティア
04	仕事
05	日常生活
06	観光
07	その他

※別紙さっちゃん承認番号分類表を確認してください。